

地域活動支援業務について

1 地域活動支援業務とは

地域と行政が一体となって協働のまちづくりを進めるために、市民協働推進課の職員が地域の方々と共に地域課題の把握に努めるとともに、行政との連絡調整を行う業務です。

2 地域活動支援業務

①校区の会合等に参加し、地域の実態を把握

地域団体代表の連絡会（総会・役員会・体育祭・ふるさとまつり・文化展等）がある場合には、地域からの要請、または、必要に応じて、市民協働推進課の職員が出席して、地域の課題や地域自治組織の結成に向けた動向把握、また、運営を支援するとともに、課題に対する他校区での事例照会を行います。

②校区に必要な情報の提供

地域自治組織を結成する際の手続や市からの交付金等について、必要に応じて説明させていただきます。

③校区からの提言、アイデアの聴取

地域の方が望んでいることや課題解決の手法についての提案があれば、市民協働推進課の職員が伺い、市の関係部署との橋渡し役となります。

④庁内関係部課との連絡調整

市に相談したい案件があれば、市民協働推進課まで気軽にお問い合わせください。

**地域がどのような状況であるかの実態把握を行ったうえで、市との連絡調整を行い、最終的には校区における地域の自立性が育つことを目的としております。
個人的な要望又は苦情の処理のための制度では無いことをご理解いただきますようお願いいたします。**

3 その他

今後、市民協働推進課の職員が地域を訪問させていただく機会もありますが、まずは、皆さまと「顔の見える関係」を構築し、どんなことでも相談しあえる関係になることが重要と考えております。